

## 司法ソーシャルワーク委員会で一緒に活動しませんか？

### —新規加入者募集のお知らせ—

司法ソーシャルワーク委員会では平成 28 年度の委員会活動をさらに活性化するため、以下の要領で新規加入者を募集します。東京精神保健福祉士協会正会員であることが前提となります。

#### 《対象者》

①司法ソーシャルワーカーとして活動したい方

養成プログラムを用意しています。詳しくは裏面の「平成 28 年度司法ソーシャルワーカー養成プログラム」をご覧ください。

②定例会への参加と、研修会等のイベントの運営にご協力いただける方

司法ソーシャルワークに関心のある方ならどなたでも参加できます。

定例会は基本的に毎月第 4 火曜日、夜間 18：30～20：30 の開催になります。

司法領域で活動中の方、将来的に司法ソーシャルワーカーを目指したい方、歓迎します！

#### 《申し込み方法》

氏名（ふりがな）、電話番号、所属（勤務先の名称）を明記のうえ、件名を「委員会加入申し込み」とし、下記メールアドレスに送信してください。担当者より加入案内を返信いたします。

#### 《加入申し込み・お問い合わせ先》

shihou@tokyo-psw.com

※tokyo-psw.com からのメールが受信できるように、受信メールのドメイン設定をお願いします。

※※お申し込み後、1 週間以上返信がない場合はお手数ですが再度ご連絡ください。

#### 司法ソーシャルワーカーとは？

罪に問われた障害者等に捜査・公判段階から関わり、地域で安心・安定して暮らしていくために必要な福祉的支援を組み立てます。このような取り組みは「入口支援」と呼ばれています。

司法ソーシャルワーカーの実際の活動は

- ・ 弁護士との情報共有
- ・ 拘留中の本人との接見
- ・ 関係機関や福祉サービスの調整
- ・ 更生支援計画書の作成
- ・ 公判での情状証言
- ・ 地域への繋ぎとアフターフォロー …等です。



## 平成 28 年度司法ソーシャルワーカー養成プログラム

### (1) 司法ソーシャルワーカー名簿登録要件

基礎研修①～④各 1 回以上の受講と、養成研修の修了の両方が必要になります。

ただし、平成 27 年度司法ソーシャルワーク基礎研修会（平成 27 年 7 月 4 日開催）の受講者は、基礎研修③勉強会の受講は任意となります。

### (2) 開催方法

基礎研修は原則 毎月第 4 火曜日 18:30～20:30 の定例会の中で実施します。

養成研修は 11 月ごろ（期日未定）1 日研修を行う予定です。

会場は日本福祉教育専門学校（高田馬場）を予定しています。

（期日、会場ともに変更になる場合があります。予めご了承ください。）

### (3) 研修プログラム

#### 【基礎研修】

基礎研修① オリエンテーション 1（司法ソーシャルワーク委員会について）

基礎研修② オリエンテーション 2（司法ソーシャルワーカー名簿登録と受任システム）

基礎研修③ 勉強会（刑事司法の基礎知識、司法ソーシャルワーク概論、更生支援計画書について等、弁護士やソーシャルワーカーによる講義を予定）

基礎研修④ 事例検討会（受任案件の事例検討または実践報告を予定）

#### 【養成研修】

刑事弁護における福祉専門職との連携（弁護士）、司法ソーシャルワーク実践論（SW）、更生支援計画演習 等（予定）

### (4) 年間スケジュール

	研修内容	時間
4月		
5月	①②オリエンテーション	18:30～19:30
6月	③勉強会	
7月	④事例検討会	
8月	①②オリエンテーション	18:30～19:30
9月	③勉強会	
10月	④事例検討会	
11月	平成28年度養成研修	
12月	③勉強会	
1月	平成28年度普及啓発	
2月	④事例検討会	
3月	③勉強会	

司法ソーシャルワーカーになるまでの流れ

この間に①～④をそれぞれ 1 回以上受講

養成研修（1 日）受講

司法 SW 名簿登録

司法 SW 実践  
継続研修

### (5) その他

今年度中の名簿登録を希望される方は、早めの委員会加入をお勧めします。ご不明な点は下記の司法ソーシャルワーク委員会メールにお問い合わせください。